

保高発0327第2号
令和8年3月27日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）長
市町村後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
（公印省略）

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する
省令の公布について（通知）

平素より後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く
御礼申し上げます。

令和8年3月27日に、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する
省令の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第47号）が公布され、同年
4月1日より施行することとされたところです。

内容につきまして、下記のとおりお知らせしますので、御了知いただきます
ようよろしくお願いいたします。

記

1 調整対象需要額の算定方法（第4条）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）に
より、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高
確法」という。）第95条第2項の調整交付金の総額に、新たに「子ども・子
育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付
金の額の見込額の120分の1に相当する額」が追加されたことに伴い、第4
条第1項の補正前調整対象需要額及び第4条第2項の普通調整係数の算定に
当たって、高確法第95条第2項の子ども・子育て支援納付金の額の見込額の
120分の1に相当する額も加味して算定するものとする。

2 特別調整交付金の額（第6条）

特別調整交付金の総額の計算方法について定める、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第6条第5項に「子ども・子育て支援納付金の額の見込額の百二十分の一に相当する額」が加えられたことに伴い、第6条第1号の2を新たに追加し、構成市町村において、高確法第104条第1項の保険料のうち、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第1号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額に係る保険料について、災害時の保険料の減免を行った額が一定の基準を超えた場合に、基準を超えた市町村ごとに算定した当該保険料の減免額の合計額の十分の八以内の額の合計額を交付すること。

3 その他、所要の改正を行うこと。